

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

平成28年4月1日現在、消防法令別表Iで150㎡以上の対象物は、34,012件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財)奈良県防災安全協会が実施している。

防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

平成28年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管理 者選任対象物	選任率 (%)	消防計画作成 済防火対象物	作成率 (%)
1-イ	劇場等	28	25	89.3	22	78.6
1-ロ	集会場等	1,317	674	51.2	604	45.9
2-イ	キャバレー等	0	0	—	0	—
2-ロ	遊技場等	67	54	80.6	52	77.6
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	22	19	86.4	15	68.2
3-イ	待合・料理店等	5	3	60.0	3	60.0
3-ロ	飲食店	696	418	60.1	366	52.6
4	百貨店・マーケット	977	624	63.9	559	57.2
5-イ	旅館・ホテル	446	408	91.5	379	85.0
5-ロ	共同住宅等	1,417	865	61.0	724	51.1
6-イ	病院等	166	130	78.3	116	69.9
6-ロ	社会福祉施設等	347	299	86.2	279	80.4
6-ハ	老人デイサービスセンター等	371	338	91.1	325	87.6
6-ニ	幼稚園等	156	146	93.6	133	85.3
7	学校	404	374	92.6	327	80.9
8	図書館等	45	38	84.4	33	73.3
9-イ	蒸気浴場	6	4	66.7	4	66.7
9-ロ	他の公衆浴場	28	21	75.0	14	50.0
10	停車場	2	2	100.0	2	100.0
11	神社・寺院	234	148	63.2	129	55.1
12-イ	工場・作業場	294	215	73.1	179	60.9
12-ロ	スタジオ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐車場	6	4	66.7	4	66.7
13-ロ	格納庫	0	0	—	0	—
14	倉庫	57	31	54.4	28	49.1
15	事務所等	824	596	72.3	505	61.3
16-イ	特定複合用途施設	1,541	1,018	66.1	862	55.9
16-ロ	一般複合用途施設	252	165	65.5	129	51.2
16/2	地下街	0	0	—	0	—
16/3	準地下街	0	0	—	0	—
17	文化財建造物	49	42	85.7	38	77.6
18	アケド	0	0	—	0	—
計		9,759	6,663	68.3	5,833	59.8

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

特定防火対象物の消防用設備設置状況

平成28年4月1日現在

	自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数	対象数	設置済 及び 特例措置	違反数
1-イ 劇場等	38	36	0	3	3	0	24	24	0
1-ロ 集会場等	399	388	4	9	8	0	72	64	5
2-イ キャバレー等	1	1	0	0	0	0	0		0
2-ロ 遊技場等	72	72	0	5	5	0	22	20	1
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0		0	0	0	0	0		0
2-ニ カラオケボックス等	26	23	3	0	0	0	4	3	0
3-イ 待合・料理店等	8	8	0	0	0	0	2	1	1
3-ロ 飲食店	312	301	9	0	0	0	10	9	1
4 百貨店・マーケット	825	803	16	100	98	1	134	125	8
5-イ 旅館・ホテル	604	593	5	16	16	0	301	296	2
6-イ 病院等	333	325	2	76	73	1	53	52	0
6-ロ 社会福祉施設等	495	492	3	415	415	0	28	26	2
6-ハ 老人デイサービスセンター等	576	572	3	30	30	0	75	70	2
6-ニ 幼稚園等	244	242	0	2	2	0	12	11	0
9-イ 蒸気浴場	6	6	0	0	0	0	6	6	0
16-イ 特定複合用途施設	1,848	1,530	73	120	117	1	215	191	8
計	5,787	5,392	118	776	767	3	958	898	30

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

平成28年4月1日現在

	対象 施設数	カーテン等			じゅうたん等			合 板		
		使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用
1-イ 劇場等	46	27	58.7	7	19	41.3	14	4	8.7	31
1-ロ 集会場等	959	471	49.1	207	329	34.3	345	66	6.9	692
2-イ キャバレー等	0		-			-			-	
2-ロ 遊技場等	84	34	40.5	29	28	33.3	34	4	4.8	68
2-ハ 性風俗関連特殊営業等	0		-			-			-	
2-ニ カラオケボックス等	27	10	37.0	14	12	44.4	13	3	11.1	23
3-イ 待合・料理店等	9	3	33.3	4	2	22.2	6	0	0.0	8
3-ロ 飲食店	669	255	38.1	232	159	23.8	350	43	6.4	531
4 百貨店・マーケット	1,420	480	33.8	564	295	20.8	761	108	7.6	1,047
5-イ 旅館・ホテル	708	496	70.1	61	435	61.4	122	71	10.0	514
6-イ 病院等	595	335	56.3	104	233	39.2	217	37	6.2	448
6-ロ 社会福祉施設等	471	332	70.5	53	244	51.8	129	58	12.3	368
6-ハ 老人デイサービスセンター等	704	422	59.9	88	293	41.6	215	72	10.2	514
6-ニ 幼稚園等	276	173	62.7	22	99	35.9	112	14	5.1	216
9-イ 蒸気浴場	6	3	50.0	2	4	66.7	1	0	0.0	6
12-ロ スタジオ	4	3	75.0	0	2	50.0	2	1	25.0	3
16-イ 特定複合用途施設	1,195	470	39.3	451	331	27.7	669	29	2.4	1,125
16-ロ 一般複合用途施設	71	20	28.2	41	16	22.5	49	2	2.8	67
高層建築物	44	13	29.5	8	11	25.0	10	3	6.8	18
計	7,288	3,547	48.7	1,887	2,512	34.5	3,049	515	7.1	5,679

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

平成28年4月1日現在

		点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定要件適合防火対象物数 (特例認定)	
		1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
1-イ	劇場等	21		5		3	
1-ロ	集会場等	249	3	39		5	
2-イ	キャバレー等						
2-ロ	遊技場等	36	5	10	2	7	
2-ハ	性風俗関連特殊営業等						
2-ニ	カラオケボックス等	6	1	2			
3-イ	待合・料理店等		1				
3-ロ	飲食店	1	22		1		
4	百貨店・マーケット	184	25	56	2	21	
5-イ	旅館・ホテル	129	56	62	17	9	7
6-イ	病院等	37	16	13	3	2	1
6-ロ	社会福祉施設等	10	7	5	5		1
6-ハ	老人デイサービスセンター等	18	5	3	3		
6-ニ	幼稚園等	6	1	1			
9-イ	蒸気浴場	6		1			
16-イ	特定複合用途施設	270	84	52	8	17	1
	計	973	226	249	41	64	10

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託して実施している。

消防設備士試験実施状況

(単位：人)

		特	1類		2類		3類		4類		5類		6類	7類	合計	
		甲	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	甲	乙	乙	乙	甲	乙
平成26年度	受験者数	51	287	67	100	15	128	27	515	312	141	35	554	187	1,222	1,197
	合格者数	12	86	24	33	8	33	7	200	147	38	9	291	121	402	607
平成27年度	受験者数	60	336	48	116	27	124	25	570	336	152	35	517	177	1,358	1,165
	合格者数	11	86	12	41	10	29	11	189	159	52	17	189	104	408	502

2. 危険物の規制

(1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵したり取り扱ってはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

危険物施設の総数は、2,799カ所で、これらのうち石油製品を中心とする第四類の危険物を貯蔵し又は取り扱う施設は2,762カ所で全体の98.7%を占めている。

危険物施設数（設置許可施設数）

各年3月31日現在

	製造所数	貯蔵所数					取扱所数				合計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
平成26年度	36	554	233	795	328	1,910	530	13	415	958	2,904	1,738
平成27年度	37	539	227	761	333	1,860	525	12	406	943	2,840	1,690
平成28年度	37	532	225	748	331	1,836	518	11	397	926	2,799	1,623

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を（一財）消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、（一社）奈良県防災安全協会に委託して実施している。

危険物取扱者試験実施状況

（単位：人）

		甲種	乙種						丙種	合計	
			1種	2種	3種	4種	5種	6種			計
			平成26年度	受験者数	250	157	149	168			2,400
	合格者数	75	95	108	110	788	120	129	1,350	93	1,518
平成27年度	受験者数	251	157	148	165	2,525	159	162	3,316	135	3,702
	合格者数	78	111	95	117	775	107	114	1,319	77	1,474

(3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	平成26年度			平成27年度		
	立入検査		措置命令件数	立入検査		措置命令件数
	施設数	延べ回数		施設数	延べ回数	
製造所	24	24	0	29	34	1
貯蔵所	861	874	0	965	990	0
取扱所	480	501	0	510	532	0
計	1,365	1,399	0	1,504	1,556	1

3. 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動		平成28年度
	期 間	統 一 標 語
秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動	11月9日～15日	「消しましょう その火その時 その場所で」
文 化 財 防 火 デ ー	1月26日	「みんなで 守ろう 文化財」
春 季 全 国 火 災 予 防 運 動	3月1日～ 7日	「消しましょう その火その時 その場所で」
全 国 山 火 事 予 防 運 動		「火の用心 森から聞こえる ありがとう」
車 両 火 災 予 防 運 動		

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、平成28年4月1日現在、28組織が結成され、クラブ員数は1,730人である。

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、平成28年5月1日現在、少年消防クラブは、4クラブ結成されており、クラブ員数は51人である。また、幼年消防クラブは、177クラブ結成されており、クラブ員数は7,854人である。